

富士市教育委員会 1月

定例会  
臨時会

会議録  
(令和7年)

開催日

令和7年1月21日 火曜日  
開会 14時20分  
閉会 15時32分

会議場

吉原第三中学校4階会議室

出席委員の氏名

教育長	太田 桂	委員	塩谷 知一
教育長職務代理者	和久田 恵子	委員	保科 悦久
委員	松田 靖子		

出席職員等の氏名

教育次長	味岡 俊雄	青少年相談センター所長	田中 亘
教育総務課長	佐野 睦昭	博物館長	石川 武男
学校教育課長	若田 泰一	教育総務課調整主幹	小長谷 聡
学務課長	鈴木 秀江	教育総務課参事補	吉村 直也
社会教育課長	吉田 和洋	教育総務課主幹	遠藤 綱輝
中央図書館長	桑原 正壽	教育総務課指導主事	瀧 南
富士市立高等学校事務長	榎 俊英	教育総務課指導主事	遠藤 真輝
教育研修・特別支援教育センター所長	檜 木 小重美	傍聴人	2人

議題（動議）及び議事の概要

（議案）

- 議第1号 令和6年度教育委員会所管2月補正予算について
- 議第2号 富士市学校施設整備基金条例の制定について
- 議第3号 富士市青少年問題協議会条例の廃止について
- 議第4号 富士市立博物館条例の一部改正について
- 議第5号 富士市立博物館条例施行規則の一部改正について

（報告）

- 報第1号 令和7年富士市はたちの記念式典について

作成者 遠藤 真輝

署名人



## 「開会」

教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、1月定例会を開会します。

## 「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の12月定例会、会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原案のとおり承認することといたします。

## 「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等がありましたら、お願いします。

教育次長

市議会2月定例会が2月14日から3月25日までの日程で開催されます。このうち予算決算委員会の産業教育分科会及び産業教育委員会は、2月17日と3月13日、14日に開催される予定です。

また、本日の定例会の議案となっております、令和6年度2月補正予算案、及び条例案につきましては、この市議会定例会において審議されることとなりますので御承知おきください。

## 「議事の概要」

教育長

これより、議事に入ります。本日は議決案件3件と、報告事項1件、合計4件が提案されておりましたが、追加案件として議決案件が2件提案されましたので、合計6件の審議をお願いいたします。

本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。塩谷知一委員と保科悦久委員をお願いします。

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。

初めに、議第1号「令和6年度教育委員会所管2月補正予算について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

（議第1号 令和6年度教育委員会所管2月補正予算について説明する。）

教育長

これより議第1号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

## 塩谷委員

歳出に関する10ページ「07 体育保健費」の中の「002 児童生徒健康対策事業費」について質問します。尿検査・心臓検査・生活習慣病予防検診において、受診者数減による要求額減とありますが、これは純粹に子どもの数が減っているからなのか、それとも受診を希望しないという方々が多かったからなのか、その事情が分かれば教えてください。

## 学務課長

御質問にあります要求額減についてお答えします。まず予算を取るときには、前年度9月時点での人数で予算を取っております。確かにそこからの人数の減ということもありますが、予算上は9月時点での児童生徒人数全員分で予算を取っておりますので、実際は「どうしても学校の健診に行けない」とか「学校に行くことができない」といった子どもたちがいます。学校医の方へ行っていただければ受診できますし、案内はしているのですが、そこもなかなか厳しいお子さんもいらっしゃるということで、このようになっております。

## 塩谷委員

子どもたちの健康管理については、学校に行けなくても受診のため直接病院へ行けば、この予算の中でできる仕組みがあり、各学校でも案内をいただいているということですね。分かりました。

## 和久田委員

歳入の補助金で入ってくる金額で賄えなかった部分を、市債で補っているという考えでよろしいのでしょうか。

例えば、細節「学校施設環境改善交付金」の内訳等に「鷹岡小学校中校舎トイレ改修」の記載がありますが、市債にも内訳等の箇所に同様の記載があります。歳入の金額の足りない部分をこの市債の方で振り分けているということよろしいですか。

## 教育総務課長

こちらのトイレ改修などの長寿命化改修については、国の学校施設環境改善交付金をいただいて整備をしております。この補助金をいただくと同時に市債、いわゆる借金ですが、可能な範囲内で借入できる仕組みがございます。

なるべく市としては、一般財源を抑制するためにも、借金ではありますが一般財源以外での財源を確保したいので、国の交付金がつくのと同時に、市債も発行させていただき、事業を行っております。

今回は2月ということで、事業が確定したことに伴い、補助金額あるいはその市債額を、確定した額に沿って調整するという構成になっています。

## 和久田委員

企業の場合、「補助金については全体額の何%を補助します」といった括りがあるのですが、ここでもそういうパターンであるという解釈でよろしいのでしょうか。

## 教育総務課長

基本的に補助率としましては、全体額の3分の1です。ただし、全体額の3分の1ではなくて、国の補助単価が決まっており、その上限額に対しての3分の1までは、国の補助金・交付金が出ます。

残りにつきましては、市債の上限額が90%或いは75%と決まっているので、その範囲内で市債を発効させていただくという仕組みになっております。

## 松田委員

歳出のところで、「02 小学校費」の「03 小学校建設費」の内訳にある吉永第二小学校屋内運動場の設計見直しの内容について伺います。

## 教育総務課長

吉永第二小学校につきましては、本年度に国の補助金をいただくために申請をしましたが、その時点では、国から採択をしていただけなかったという事情がございます。

ただ、その後、国に追加補正の要望したところ、補助金が付く見込みが立ちましたので、今回2月補正予算として提案させていただきました。実際には全額を繰り越して、事業を令和7年度に実施することを考えております。

当初は国の補助金が付かなかったので、当初予算で修繕料と工事請負費それぞれを市の予算として付けていただいております。そして今回、追加補正で補助金をいただくことになったので、改めて設計をし直すことになりました。屋根の防水工事の追加や物価高騰を考慮した物価スライドで、単価が上昇していたため、そうした見直しをせざるを得ず、結果修繕料は209万4,000円、そして、工事請負費としては797万9,000円の増額という設計となり、それぞれ補正させていただくことになりました。

## 保科委員

2点質問いたします。

1つ目に、今回の令和6年2月補正の大きな概観としては、設計見直しによる修繕費と工事請負費の増、及びバリアフリーによる修繕費と工事の請負費の増、それと吉原第一中学校の給食の関係での減といったものが大きなところと解釈してよろしいでしょうか。

## 教育総務課長

通常2月補正につきましては、年度内の事業費の精算的補正をしていくところですが、それ以外では、委員がおっしゃるような事業費、或いは給食の関係とか、そういった背景がございます。

## 教育次長

説明内容の補足をいたします。昨年度に比べて電気代やガス代がかなり上がっておりまして、その影響が出ております。

## 保科委員

昨年の令和5年度2月補正と比べますと、大分（一覧表が）賑やかな状況になっているなと思います、質問させていただきました。

そうした要点ポイントを最初に御説明いただけると、非常に読みやすいので、次回以降はお願いできればと思います。

2点目の質問です。前年の2月補正ではパートタイム会計年度任用職員に対する報酬の増減というのはなかったかと記憶しておりますが、今回、事務局費として350万円ほどの減、また高等学校総務費の方は逆に350万円ほどの増となっています。

昨年はこうした金額のものはなかったもので、もし何か具体的な理由があるのであれば教えていただけますか。

## 教育総務課長

まず1つ目の事務局費につきましては、教育総務課からお答えいたします。2つ目の高等学校総務費については、富士市立高校事務長から回答させていただきます。

1点目の事務局費報酬の350万円の減額ですが、こちらは主に不特定予算という扱いで、急にこの費目が必要になるとか、各費目で計上していない会計年度任用職員を任用する必要がある場合の報酬として用意されています。また市の障がい者雇用を推進している側面もございますので、障がい者の方を雇用するような場合にはこの予算から出させていただきます。

当初見込みよりも、予算の任用が少なかったなどのため、これだけの報酬が余剰になったので、今回補正で減額させていただくという内容となっております。

## 富士市立高校事務長

2つ目の高等学校総務費についてお答えします。会計年度職員の報酬費の増につきましては「勤務時間の増による」という説明になってはいますが、対象となっているのは非常勤講師と部活動講師です。

非常勤講師については、正規の教職員の代替で授業を行った時間が増えた

ことが要因です。

また、9月に集中研修という学校行事を実施しており、例えばスポーツ探究科の3年生は富士登山、2年生はキャンプ活動を行いました。そこに非常勤講師も同行指導したということも要因として挙げられます。

さらに、部活動講師につきましては、当初の見込みよりも勤務時間が増えています。具体的には、部活動で吹奏楽やチアリーダー部が地域に出ていて披露する場面も多いのですが、そういうイベントも多かったということで、勤務時間が増加したことも要因となっております。

## 教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第1号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

## 教育長

御異議なしと認め、議第1号案は承認いたしました。

続いて、議第2号「富士市学校施設整備基金条例の制定について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

## 教育総務課長

(議第2号 富士市学校施設整備基金条例の制定について説明する)

## 教育長

これより議第2号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

## 保科委員

2点質問がございます。

1点目に、返納の財産処分費という概念ですが、その日は賃貸借契約を開始する前日という解釈でよろしいのでしょうか。

## 教育総務課長

賃貸借が始まるのは、令和7年4月1日からとなっておりますが、国の補助制度上、令和7年3月31日を処分日として、そこから1年以内に基金を積む、というような仕組みとなっております。

## 保科委員

2点目の質問です。他市の新しい条例を見たところ、同様の文面になっておりますが、第2条の積み立てに関する所で、返納を「留保された資金」に限定しないのは、何かお考えがあるのでしょうか。

## 教育総務課長

市の各種基金条例の規定では「予算の定めるところによる」という規定ぶりで表記されていますので、こちらの条例案につきましてもそれに倣ったところでございます。

委員がおっしゃる通り、実際には、国庫返納相当額が、この予算に計上されて積み立てることになるものですから、直接そう書けばいいのではないかと考えてございますが、実際返納がなければ予算に定められないものですから、一応そういう考え方を持って、あくまで予算に計上したその額を積み立てる形で定めさせていただこうと考えております。

## 塩谷委員

私からも2点質問させていただきます。

第1条で「本市が所有する学校施設の整備に必要な経費の財源に充てる」となっており、12ページの(3)「富士市学校施設整備基金」の使用範囲の説明では、対象経費は「小中学校・市立幼稚園の学校施設整備費」となっています。ここで使用範囲と対象経費を定めていますが、そもそもこの使用範囲とか、その使用をどのように決めるのかというのが1点目の質問です。

2点目に、学校施設の整備という表記がされていますが、その文言だけを見ると、何となく「幼稚園が入らないのでは」あるいは「高校は入るのでは」と思ったりします。その辺りの条例での決め方と、使用範囲についての実際の支出の仕方というものは、どのようにするのでしょうか。要はこの「使用範囲」を、また会議で議論するのか、それとも富士市長が決められるのか、その辺りの仕組みを教えてください。

## 教育総務課長

使用範囲についてお答えいたします。原則、交付補助金がある自治体に、この基金を一般財源で積み立てて良いという制度です。あくまで国の補助金の、或いはその基金の考え方に沿い、市はどこでどのような改修事業が発生したら充当するかについて、都度、財政とよく協議して決定していきます。

本基金は、小中学校の施設整備に充当するのが、基本的な考え方です。従来、本市にはこれに似た基金条例がございました。「公共建築物保全基金条例」というものです。

実は、これまでの小中学校の整備についても、従来この「公共建築物保全基金条例」に基づく基金を充当していました。今回新たな学校施設専用の整備基金の条例を制定いたしますので、考え方としてはまず先に今回設定する本基金から充当し、足りない場合は財政サイドと協議して、従来の「公共建築物保全基金条例」から充当させていただく運用を考えております。

## 塩谷委員

使用範囲の対象経費として幼稚園は認められている一方で、高校は対象になっていません。これは、何か国の定めでその支出に関する縛りや制約というのがあるのですか。それは学校施設としての小中学校に限るものなのか、幼稚園もいいのか、また市で設置する高校も対象なのか、というところはどのような仕組みになっているのでしょうか。

また、使用範囲はもう少し対象の幅を持たせることができるのか等、分かる範囲で教えていただきたいという趣旨でございます。

## 教育総務課長

今回12ページにお示しした、1概要(3)使用範囲の部分につきましては、国の要領から制度上のところを参考としている所でございます。幼稚園の整備に関しましては、充当ができると考えております。なお、高等学校の記載がないことについては、確認いたします。

## 塩谷委員

分かりました。またその点については、調査いただければと思います。

もう1点質問します。条例の第3条についてです。他の条例にも入っている文言なのかもしれませんが、運用の仕方について「預金その他最も確実かつ有利な方法により…」とあります。最も有利な方法という文言を入れてしまうと、何か管理する側に非常に負担を強いるというか、例えば「その方法は今の時世で有利ではないじゃないか」といった意見が出そうな気がします。「最も確実に」くらいはいいのですが、「最も有利な方法」までを入れてしまうことで、その基金の運用がやりにくくなったり、過剰な負担になったりしないかと、少し気になります。この文言は入れざるを得ないものなのかということについて質問させていただきます。

## 教育総務課長

もともと、この基金の設置につきましては、法律上の観点としたしましては、地方自治法第241条に規定がございます。

第241条第2項の規定において「基金は条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」という原則が定められています。

従って、充当する目的が生じたときには、基金を取り崩して充当するのですが、充当する目的が生じない間は、法の趣旨に沿った運用を行います。

「最も有利な方法により」の文言が、自らの負担となってしまうのではないかという御指摘ですが、市の考え方としては、やはり市民の皆様からお預かりするお金を、確実かつ有利な形で積立てをして運用していくという考え方で本案に至っております。

### 塩谷委員

はい。趣旨をよく理解できました。ありがとうございます。この基金を管理する部局というのは、また別にあるということですね。

### 教育次長

はい、会計室で管理いたします。

### 塩谷委員

分かりました。では、もちろん市民や教育のために一番いい形で、というのが望ましいことだと思いますので、上手く運用いただければと思います。

### 教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第2号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

### 教育長

御異議なしと認め、議第2号案は承認いたしました。

続いて、議第3号「富士市青少年問題協議会条例の廃止について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

### 社会教育課長

(議第3号 富士市青少年問題協議会条例の廃止について説明する)

### 教育長

これより議第3号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

### 保科委員

若者支援協議会要綱の平成25年11月22日の公示第12号が最新だったと理解しておりますが、そちらですと、廃止される青少年問題協議会の所掌事項をカバーできているかが見えなかったものですから、その同期を図っていただきたいなと思っておりました。よろしく願いいたします。

### 和久田委員

「富士市青少年問題協議会」については、以前、市P連会長のときに携わっていたのですが、この「富士市子ども・若者支援協議会」の集まるメンバーは、どのように構成されているのでしょうか。

## 社会教育課長

現在、「富士市青少年問題協議会」にも「富士市子ども・若者支援協議会」にも、P T Aの代表の方には参加していただいております。

「富士市青少年問題協議会」には、民間団体としては、保護司会、民生委員・児童委員、社会教育委員といった方々に参加していただいております。「富士市子ども・若者支援協議会」には、民間の方は入っておりませんでしたので、民間の方の御意見は、やはり必要だろうということから、現在では民間の方を本協議会に移行して参加していただく形で検討しております。

## 和久田委員

私が市P連会長だったときには、まだP T Aが入っていました。その後、P T Aの参加がなくなって違うメンバーが入ってきたときに、市P連のメンバーから「なぜ保護者は入らないのか？」という御意見をいただいたことがありました。今回の「富士市子ども・若者支援協議会」については、どのような形態をとるのか、保護者関係の方は入ってくるのかというのが気になったのでお伺いしました。やはりP T Aは入らないということですか。

## 社会教育課長

現状では、P T Aが入る予定はございません。

## 和久田委員

その理由というのはございますか。

## 社会教育課長

もともと「富士市子ども・若者支援協議会」は、関係機関の情報共有や協議というものが主になっておりました。当然、保護者の皆さんの御意見も大事なことなのですが、保護者の方が参加される他の協議会等は、色々なものができております。

今回の子ども・若者支援協議会、青少年問題協議会は、生きづらさを抱えている方や非行に走る方に関する内容の審議等が多かったものですから、どちらかというに関係行政機関での協議が主となっております。

## 和久田委員

分かりました。できるのであれば、その当事者の声が入るような形をとっていただけるとありがたいなと思いました。委員でなくとも、その協議会のどこかで、例えば保護者の意見を聞く会等、そうした機会を作っていただければありがたいと思います。

## 松田委員

協議会の対象年齢・対象者という意味では「青少年」に「子ども」という単語が加えられたことで、幅が広がったと思います。

背景にあるものとして、「富士市子ども・若者支援協議会」に専門的な方がいらっしやいますが、統廃合される「富士市青少年問題協議会」には、生活に密着した専門の方が集められており、それぞれの役割があったのだと思います。

今回ここに集約されて子どもから若者まで支援していくという、専門家の方々が組み立てていく協議会がさらに発展して、次に繋がる新しいものなり協議会なりが、形成されていくことを願います。

1つの非行問題に係る時代が終わっても、今度はまた別の問題が生まれていきます。常に、段階的に何年かに1回、こうした協議会自体を見返すということもぜひお願いしたいと思います。

## 教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第3号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

## 教育長

御異議なしと認め、議第3号案は承認いたしました。

続いて、議第4号「富士市立博物館条例の一部改正について」及び、議第5号「富士市立博物館条例施行規則の一部改正について」を取り上げますので、2つの議案をまとめて事務局の説明をお願いします。

## 博物館長

(議第4号 富士市立博物館条例の一部改正について説明する)

(議第5号 富士市立博物館条例施行規則の一部改正について説明する)

## 教育長

これより、議第4号及び議第5号案に対する質疑を行います。

御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。それでは、議第4号及び議第5号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(委員から「異議なし」の声あり)

## 教育長

御異議なしと認め、議第4号及び議第5号案は承認いたしました。

引き続き、報告事項に移ります。報第1号「令和7年富士市はたちの記念

式典について」を取り上げますので、事務局の御説明をお願いします。

## 社会教育課長

(報第1号 令和7年富士市はたちの記念式典について報告する)

## 教育長

ただ今の事務局の報告に、御質問はございませんか。質問がないようですので、報第1号は了承致しました。これをもちまして、本日の審議事項は全て終了致しました。

次に、各課等の予定事項についてですが、時間の関係がございますので、資料20ページ以降に記載の所につきましては御目通しくくださいますようお願いいたします。

次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。2月21日(金曜日)午後1時30分から庁舎6階第3会議室にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願い致します。

本日は、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。